証券コード　3190
2020年６月８日

株　主　各　位

宮城県仙台市太白区西多賀四丁目４番17号
株式会社ホットマン
取締役社長　伊藤　信幸

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申しあげます。
**　近時、日本政府による緊急事態宣言等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討致しました結果、本株主総会につきましては、適切な感染予防策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことと致しました。株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況も鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をしていただくよう強くお願い申しあげます。**
**　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前11時

２．場　　所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目１番５号
仙台ガーデンパレス　４階　羽衣
（開催場所が例年と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

　本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少致します。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

３．目的事項

報告事項　第46期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

（株主の皆様へのお願い）

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.yg-hotman.com/）より、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主の皆様のためのアルコール消毒液を配備致します。ご出席の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・会場受付で、発熱または倦怠感、咳などの症状がないかの確認をさせていただき、体調不良と思われる方、外国を含む宮城県外からいらして14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。ご出席の際は、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申しあげます。

◎株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりません。また、会場内の写真撮影並びに録音等につきましては、禁止とさせていただいておりますので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.yg-hotman.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済環境は、雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費動向は緩やかな回復が続くことが期待されておりましたが、2019年10月の消費税増税後以降の鈍化と2020年１月以降の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、個人消費動向及び景気の先行きにつきましては依然として不透明な状況が続いております。

当社におきましても、個人消費の伸び悩みや国政による人件費増加など、厳しい経営環境が続いております。

主たる事業であるイエローハット事業では、異常気象による自然災害をはじめ、季節の節目が曖昧になりつつある昨今、気候変動に影響されない安定した収益体質の構築が最優先課題となっております。

そのような環境の中、当社におきましては、会社方針に『プロセス主義』を掲げ、前々期から着手しております徹底した「経費削減」と「売上総利益率改善計画」の最終年度を迎え、その実現に向けた「過程」を重要視することにより「結果」に結びつけるべく、全社一丸となって取り組んで参りました。

2019年７月に宮城県仙台市宮城野区にあるTSUTAYA田子店を退店し、同年９月に宮城県宮城郡利府町にイエローハット利府店、TSUTAYA利府店及びコメダ珈琲店利府店の新規出店を行い、当事業年度末の店舗数は、イエローハットが88店舗（前事業年度比１店舗増）、TSUTAYAが９店舗、アップガレージが７店舗、カーセブンが３店舗、ダイソーが２店舗、自遊空間が１店舗、宝くじ売場が５店舗、コメダ事業が１店舗（前事業年度比１店舗増）、セガが１店舗の合計117店舗となっております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高は21,216百万円となり、前事業年度比175百万円（前事業年度比0.8％増）の増収となっております。経常利益につきましては637百万円となり、前事業年度比94百万円（前事業年度比13.0％減）の減益となりました。当期純利益は275百万円となり、前事業年度比100百万円（前事業年度比26.7％減）の減益となりました。増収の要因は主として、主たる事業であるイエローハット事業における増税前の駆け込み特需が上半期にあったことによるものであり、減益の要因は主として、新規出店店舗に関わる

費用増加と第４四半期の暖冬及び新型コロナウイルスの感染拡大により、客足が鈍化し、冬季用品、カーメンテナンスサービス及び趣味嗜好品等高粗利商品の需要が低迷したことによるものとなっております。

セグメント別の業績は次の通りであります。

[イエローハット]

当社の主たる事業であるイエローハット事業におきましては、2019年９月に宮城県宮城郡利府町にイエローハット利府店の新規出店を行いました。

前事業年度より引き続き、車検を中心にカーメンテナンスサービスやハウスカード会員の拡大を強化し、気候変動に影響されない安定した利益を確保することに注力して参りました。

上半期に増税前の駆け込みによるスタッドレスタイヤ及びドライブレコーダー等の特需がありましたが、2019年10月以降の個人消費の鈍化により売上高は横ばいを維持するも、利益確保策が思うように結果を出せない状況となりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高17,081百万円（前事業年度比1.6％増）、セグメント利益（営業利益）は838百万円（前事業年度比1.2％減）となっております。

[TSUTAYA]

TSUTAYA事業におきましては、2019年７月に宮城県仙台市宮城野区にあるTSUTAYA田子店の退店と、同年９月に宮城県宮城郡利府町にTSUTAYA利府店の新規出店を行いました。

書籍の品揃え、レンタル旧作売り場の見直しを実施し、粗利確保策に注力して参りました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う小学校等休業により、2020年２月末よりゲーム及び書籍を中心に需要が増加しましたが、それ以前の書籍の定期購読獲得及び新作レンタルが低迷並びに出退店のタイムラグにより、売上高は低調に推移致しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,185百万円（前事業年度比3.4％減）、セグメント損失(営業損失)は△13百万円(前事業年度は10百万円のセグメント利益(営業利益))となっております。

[アップガレージ]

アップガレージ事業におきましては、長期在庫の拡販及び中古カー用品の買取を強化し、欠品対策に注力して参りました。2019年９月には若干の増税前の駆け込み需要がありましたが、中古夏タイヤの販売が低迷し、売上高は低調に推移致しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高970百万円（前事業年度比7.5％減）、セグメント利益（営業利益）は87百万円（前事業年度比20.4％減）となっております。

[その他]

2019年９月に宮城県宮城郡利府町にコメダ事業の第１号店となるコメダ珈琲店利府店の新規出店を行い、出店費用が増加したものの、売上高は想定より好調に推移致しました。

ダイソー事業、保険事業並びに不動産賃貸事業におきましては、売上高は概ね横ばいで推移致しました。

カーセブン事業、自遊空間事業、セガ事業並びに宝くじ事業におきましては、売上高は低調に推移致しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高980百万円（前事業年度比6.1％増）、セグメント利益（営業利益）は105百万円（前事業年度比15.0％減）となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資の総額は878百万円（建設仮勘定を除く）であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次の通りであります。

なお、無形固定資産への投資額につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ａ．イエローハット

当事業年度の主な設備投資は、イエローハット利府店の新規出店に関わる建物や工具、器具及び備品の取得を行ったものであり、その総額は397百万円であります。

なお、重要な除却又は売却はありません。

ｂ．TSUTAYA

当事業年度の主な設備投資は、TSUTAYA利府店の新規出店に関わる建物や工具、器具及び備品の取得を行ったものであり、その総額は389百万円であります。

なお、重要な除却又は売却はありません。

ｃ．アップガレージ

当事業年度の主な設備投資、並びに除却又は売却はありません。

ｄ．その他

当事業年度の主な設備投資は、コメダ珈琲店利府店の新規出店に関わる建物や工具、器具及び備品の取得を行ったものであり、その総額は63百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中、当社の所要資金として金融機関より、長期借入金500百万円の調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 43 期 (2017年３月期)	第 44 期 (2018年３月期)	第 45 期 (2019年３月期)	第 46 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高（千円）	20,061,703	21,087,833	21,041,640	21,216,917
経常利益（千円）	262,341	681,133	732,702	637,724
当期純利益（千円）	83,185	298,502	376,235	275,826
１株当たり当期純利益（円）	11.66	42.31	53.33	39.09
総資産（千円）	14,100,075	14,569,861	14,063,449	14,530,825
純資産（千円）	5,807,807	6,071,890	6,343,084	6,562,264
１株当たり純資産額（円）	823.16	860.59	899.03	930.09

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

３．第43期の当期純利益が前事業年度に比べて減少した理由は、子会社株式譲渡に伴う事業譲渡損60百万円等の特別損失を計上したことによるものとなっております。

４．第44期及び第45期の当期純利益が前事業年度に比べて増加した理由は、イエローハット事業を中心とした利益率向上施策による利益率の改善等によるものであります。

５．第46期（当事業年度）の当期純利益が前事業年度に比べて減少した理由は、新規出店店舗に関わる費用増加と第４四半期の暖冬及び新型コロナウイルスの感染拡大により、客足が鈍化し、冬季用品、カーメンテナンスサービス及び趣味嗜好品等高粗利商品の需要が低迷したことによるものとなっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他の重要な企業結合等の状況

㈱イエローハットは、当社の議決権を15.6％所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

① 当社の経営理念「他人のしあわせが　自分のしあわせ」を実現するために、商売の基本を徹底して参ります。主なものとしては、整理・整頓・清掃・清潔・躾・先手の挨拶を総称した「６Ｓ」の徹底を行い、「気付き」を養うことで、接客対応の向上を目指して参ります。

そうした取り組みにより、安定した顧客作りや内部体制の強化をはかって参ります。

② 当社は、人材確保及び人材育成に関しても、重要な課題と捉えております。少子高齢化と地方における自家用車の保有台数のギャップ（若年層は減少、保有台数はあまり変動していない）が益々大きくなると予想しており、人材確保は社を挙げて注力しております。

また、女性の戦力化にも取り組んで参る所存です。当社における女性幹部社員の状況は、課長職３名、店長職２名、副店長職４名となっております。

中長期的な取り組みとして、女性社員の教育に注力し、幹部社員としての活躍の場を広げて参ります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社は、㈱イエローハット、㈱TSUTAYA等のフランチャイザー本部とフランチャイズ契約を締結し、フランチャイジーとして、カー用品販売・取付・車検・整備等の「イエローハット」、ＤＶＤ・ＣＤ等のレンタル・販売の「TSUTAYA」、自動車小売・買取の「カーセブン」、中古カー用品の買取・販売の「アップガレージ」、ダイソー商品販売の「ザ・ダイソー」、インターネットカフェの「自遊空間」、コーヒーショップの「コメダ珈琲店」を運営しております。また、宝くじの販売等を行う「宝くじ売場」、共同経営方式でアミューズメント施設の「セガ」、不動産賃貸業務を行う「不動産賃貸」を運営しております。

セグメント区分との関連は、次の通りであります。

事　　業	セグメント区分	事　　業　　内　　容
イエローハット	イエローハット	カー用品販売・取付・車検・整備等 （一部レンタカーの取扱）
TSUTAYA	TSUTAYA	ＤＶＤ・ＣＤ・書籍等のレンタル・販売
アップガレージ	アップガレージ	中古カー用品の買取・販売等 （一部新品カー用品の取扱）
カーセブン	その他	自動車小売・買取
ダイソー	その他	ダイソー商品販売
自遊空間	その他	インターネットカフェ
コメダ	その他	コーヒーショップ
宝くじ	その他	宝くじの販売等
セガ	その他	アミューズメント施設の共同経営
不動産賃貸	その他	不動産賃貸業務

2020年３月31日現在で出店している店舗数は117店舗であり、主たる事業は「イエローハット」（店舗数88店舗）ですが、イエローハット事業以外にも様々な事業のフランチャイズ契約を締結し、「メガフランチャイジー」を志向しております。

当社の主たる出店地域は東北地区であり、福島県、宮城県、岩手県を中心に出店しているほか、長野県、茨城県、栃木県、秋田県にも展開しております。

各地区における店舗数は以下の通りであります。

事　　業	長野地区	茨城地区	栃木地区	福島地区	宮城地区	岩手地区	秋田地区	合　計
イエローハット	12	16	2	13	31	14	－	88
TSUTAYA	－	－	－	－	7	2	－	9
アップガレージ	－	－	－	1	4	1	1	7
カーセブン	－	－	－	－	3	－	－	3
ダイソー	－	－	－	－	2	－	－	2
自遊空間	－	－	－	－	1	－	－	1
コメダ	－	－	－	－	1	－	－	1
宝くじ	－	－	－	－	5	－	－	5
セガ	－	－	－	－	1	－	－	1
合計	12	16	2	14	55	17	1	117

(6) 主要な事業所等（2020年３月31日現在）

① 本社

宮城県仙台市太白区西多賀四丁目４番17号

② イエローハット事業

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
イエローハット飯田店	長野県飯田市	イエローハット水戸南店	茨城県茨城郡
イエローハット伊那店	長野県伊那市	イエローハット水戸中央店	茨城県水戸市
イエローハット諏訪インター店	長野県茅野市	イエローハットひたちなか店	茨城県ひたちなか市
イエローハット岡谷店	長野県岡谷市	イエローハット常陸太田店	茨城県常陸太田市
イエローハット松本村井店	長野県松本市	イエローハット常陸大宮店	茨城県常陸大宮市
イエローハット松本並柳店	長野県松本市	イエローハット日立店	茨城県日立市
イエローハット安曇野店	長野県安曇野市	イエローハット高萩店	茨城県高萩市
イエローハット上田原店	長野県上田市	イエローハット北茨城中郷店	茨城県北茨城市
イエローハット川中島店	長野県長野市	イエローハット城南店	栃木県小山市
イエローハット長野東和田店	長野県長野市	イエローハット宇都宮南店	栃木県宇都宮市
イエローハット若槻店	長野県長野市	イエローハット西若松店	福島県会津若松市
イエローハット須坂店	長野県須坂市	イエローハット会津インター店	福島県会津若松市
イエローハット鹿島店	茨城県鹿嶋市	イエローハット喜多方関柴店	福島県喜多方市
イエローハット藤代６号バイパス店	茨城県取手市	イエローハット須賀川東店	福島県須賀川市
イエローハット竜ヶ崎中根台店	茨城県龍ヶ崎市	イエローハットフェスタ郡山店	福島県郡山市
イエローハット石岡店	茨城県石岡市	イエローハット田村店	福島県田村市
イエローハット下妻店	茨城県下妻市	イエローハット二本松油井店	福島県二本松市
イエローハット総和店	茨城県古河市	イエローハット本宮戸崎店	福島県本宮市
イエローハット下館店	茨城県筑西市	イエローハット福島南町店	福島県福島市
イエローハット友部店	茨城県笠間市	イエローハット福島御山店	福島県福島市

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
イエローハット伊達保原店	福島県伊達市	イエローハット吉岡店	宮城県黒川郡
イエローハット原町店	福島県南相馬市	イエローハット加美中新田店	宮城県加美郡
イエローハット相馬店	福島県相馬市	イエローハット古川店	宮城県大崎市
イエローハット白石店	宮城県白石市	イエローハット涌谷店	宮城県遠田郡
イエローハット角田店	宮城県角田市	イエローハット築館店	宮城県栗原市
イエローハット大河原店	宮城県柴田郡	イエローハット登米南方店	宮城県登米市
イエローハット岩沼店	宮城県岩沼市	イエローハット佐沼店	宮城県登米市
イエローハット名取店	宮城県名取市	イエローハット石巻大街道店	宮城県石巻市
イエローハット長町インター店	宮城県仙台市	イエローハット石巻店	宮城県石巻市
イエローハット南仙台店	宮城県仙台市	イエローハット気仙沼店	宮城県気仙沼市
イエローハット西多賀店	宮城県仙台市	イエローハット一関店	岩手県一関市
イエローハット仙台やまとまち店	宮城県仙台市	イエローハット水沢店	岩手県奥州市
イエローハット仙台バイパス店	宮城県仙台市	イエローハット江刺店	岩手県奥州市
イエローハット仙台六丁の目店	宮城県仙台市	イエローハット北上店	岩手県北上市
イエローハット東仙台店	宮城県仙台市	イエローハット遠野店	岩手県遠野市
イエローハット宮城インター店	宮城県仙台市	イエローハット花巻店	岩手県花巻市
イエローハット長命ヶ丘店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡南店	岩手県盛岡市
イエローハット泉加茂店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡バイパス店	岩手県盛岡市
イエローハット八乙女店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡インター店	岩手県盛岡市
イエローハット泉バイパス店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡北店	岩手県盛岡市
イエローハット多賀城店	宮城県多賀城市	イエローハット二戸店	岩手県二戸市
イエローハット利府店	宮城県宮城郡	イエローハット大船渡店	岩手県大船渡市
イエローハットしおがま店	宮城県塩釜市	イエローハット宮古店	岩手県宮古市
イエローハット富谷店	宮城県富谷市	イエローハット久慈店	岩手県久慈市

③　TSUTAYA事業

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
TSUTAYA仙台荒井店	宮城県仙台市	TSUTAYA涌谷店	宮城県遠田郡
TSUTAYAやまとまち店	宮城県仙台市	TSUTAYA築館店	宮城県栗原市
TSUTAYA新田東店	宮城県仙台市	TSUTAYA一関店	岩手県一関市
TSUTAYA利府店	宮城県宮城郡	TSUTAYA水沢店	岩手県奥州市
TSUTAYA古川バイパス店	宮城県大崎市		

④　アップガレージ事業

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
アップガレージ二本松店	福島県二本松市	アップガレージ石巻店	宮城県石巻市
アップガレージ仙台名取店	宮城県名取市	アップガレージ盛岡インター店	岩手県盛岡市
アップガレージ仙台店	宮城県仙台市	アップガレージ秋田店	秋田県秋田市
アップガレージ仙台八乙女店	宮城県仙台市		

⑤　その他事業

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
カーセブン大河原店	宮城県柴田郡	セガワールド古川店	宮城県大崎市
カーセブン仙台柳生店	宮城県仙台市	宝くじ売場　岩沼店	宮城県岩沼市
カーセブン古川店	宮城県大崎市	宝くじ売場　西多賀店	宮城県仙台市
ザ・ダイソー角田店	宮城県角田市	宝くじ売場　宮城インター店	宮城県仙台市
ザ・ダイソー仙台柳生店	宮城県仙台市	宝くじ売場　多賀城店	宮城県多賀城市
ｽﾍﾟｰｽｸﾘｴｲﾄ自遊空間多賀城店	宮城県多賀城市	宝くじ売場　しおがま店	宮城県塩釜市
コメダ珈琲店利府店	宮城県宮城郡		

(7) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,000（205）人	35.8歳	9.4年

セグメントの名称	従業員数
イエローハット	911　(57) 人
TSUTAYA	20　(92)
アップガレージ	34　(15)
その他	15　(38)
管理部門（共通）	20　(3)
合計	1,000　(205)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は、年間の平均人員の小数点以下第１位を四捨五入し（　）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社七十七銀行	1,600,000千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	370,000
株式会社岩手銀行	300,000
株式会社仙台銀行	300,000
株式会社青森銀行	240,024
株式会社商工組合中央金庫	215,000
株式会社秋田銀行	189,988
株式会社日本政策投資銀行	140,000
株式会社常陽銀行	120,000
株式会社三井住友銀行	105,000

２．株式の状況（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　15,000,000株

(2) 発行済株式の総数　7,275,500株（自己株式220,000株を含む。）

(3) 株主数　7,387名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊藤信幸	1,128千株	16.0%
ホットマン従業員持株会	1,120	15.9
株式会社イエローハット	1,099	15.6
株式会社幸栄企画	350	5.0
ブリヂストンタイヤジャパン株式会社	250	3.5
株式会社ヨコハマタイヤジャパン	250	3.5
株式会社日本政策投資銀行	160	2.3
株式会社七十七銀行	150	2.1
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	150	2.1
株式会社日専連ライフサービス	125	1.8

（注）１．当社は、自己株式を220千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	伊藤信幸	
専務取締役	柳田聡	営業本部長
取締役	山﨑克宏	商品本部長
取締役	伊藤忠行	管理本部長
取締役	金濱明雄	株式会社エフピーライン
常勤監査役	野村守正	
監査役	鈴木秀総	おおさき総合法律会計事務所
監査役	永山雅敏	

（注）１．取締役金濱明雄氏は、社外取締役であります。
２．監査役鈴木秀総氏及び永山雅敏氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役野村守正氏及び取締役金濱明雄氏は、金融機関の出身者、監査役鈴木秀総氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当事業年度中の取締役の異動は、次の通りであります。
①2019年６月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、千葉勇氏は取締役を退任致しました。
②2019年６月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、金濱明雄氏は取締役に選任され就任致しました。
５．当社と重要な兼職先との関係は、次の通りであります。
当社とおおさき総合法律会計事務所との間には、特別の関係はありません。
当社と㈱エフピーラインとの間には、特別の関係はありません。
６．当社は、取締役金濱明雄氏、監査役鈴木秀総氏及び監査役永山雅敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定するものとする契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	対象となる役員の員数（人）	報酬等の額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）	
			基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額
取締役 （うち社外取締役）	6 (2)	57,649 (650)	53,450 (650)	4,199 (－)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	6,768 (1,800)	6,600 (1,800)	168 (－)
合計 （うち社外役員）	9 (4)	64,417 (2,450)	60,050 (2,450)	4,367 (－)

（注）１．当事業年度末の取締役の員数は５名（うち社外取締役は１名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役は２名）であります。なお、上表には、2019年６月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、取締役会にて協議の上、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、2014年１月15日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とすることが決議されております。

３．監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、監査役相互の協議により、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、2014年１月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内とすることが決議されております。

ロ．社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役金濱明雄氏は、㈱エフピーラインに所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役鈴木秀総氏は、おおさき総合法律会計事務所に所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役 金　濱　明　雄	2019年６月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会全てに出席致しました。 コンプライアンス等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
監査役 鈴　木　秀　総	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回（87.5%）に出席、監査役会16回のうち14回（87.5%）に出席致しました。 当社の財務並びにその計画について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、同様に適宜発言を行っております。
監査役 永　山　雅　敏	当事業年度に開催された取締役会、監査役会16回全てに出席致しました。 主に営業施策等に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、同様に適宜発言を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

内　　容	報　酬　等　の　額
当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下の通りであります。

ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。また、『法令及び定款もしくは社内規程に違反する行為又は不正な行為（以下、「法令等違反行為」という。）』に対する取締役及び使用人の懲戒等の厳正化により、取締役及び使用人一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底をはかることとする。

・管理本部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、内部監査室は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。

・当社の業務が適正に行われているか否かを、効果的かつ継続的にモニタリングするために、内部監査室を設置し、内部監査を実施する。

・社内における、組織又は個人による法令等違反行為に関する相談・通報を受け付ける社内通報制度を設置する。

・取締役は、重大な法令等違反行為に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告する。
使用人が重大な法令等違反行為に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに管理本部長に報告し、管理本部長は直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告する。

・管理本部は、内部監査室と連携し、当社における法令等違反行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて営業本部と連携し、再発防止策の展開等の活動を推進する。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行の適正に対する事後的なチェックを可能にすることを目的として、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書を社内規則に則り保存及び管理する。
・取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書取扱規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
・個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・営業本部及び管理本部は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
・管理本部は、営業本部が行うリスク管理を支援し、全社のリスク管理状況を横断的に確認する。
・営業本部及び管理本部は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
・内部監査室は、営業本部及び管理本部が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において審議する。
・営業本部及び管理本部は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する管理本部担当者及び内部監査室にその状況を報告すると共に、特に重要なものについては、取締役及び監査役に報告する。

・大規模な事故、災害、不祥事等の緊急時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
・取締役会は、当社の中期経営計画並びに年度予算を決定し、その執行状況を監督する。
・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲、執行手続きの詳細について定める。

e．当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の一部の取締役は当社の取締役等が兼務し、当社経営会議に出席することで、グループ内での方針・情報の共有化と伝達を効率的に実施する。
・グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、本社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査する。
・内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役は管理本部長と協議し、必要な期間、必要な人員を配置する。

g．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・管理本部長は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分に当たっては、監査役と事前に協議を行う。

h．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の必要とする期間におけるその他の業務等の軽減又は管理本部への人事異動を行い、その実効性の確保を行う。

i．取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

・取締役は、監査役会に対して、法令等違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告する体制を整備する。

・取締役及び使用人は、監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
・代表取締役は、監査役との意思疎通をはかるため、定期的な会合を持つものとする。
・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

j．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・報告者が、監査役への報告により不利な処遇、評価を受けることを禁じる。ただし、虚偽報告に関しては、監査役と協議のうえ、法令及び定款並びに社内規程に従い処遇を決めるものとする。
・監査役は、報告者が監査役への報告により不利な処遇、評価を受けていると認識した場合は、顧問弁護士と連携し、会社側へ対し当該処遇の改めを求めるものとする。

k．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生ずる費用のうち、「旅費規程」に該当するものは、同規程に準じて前払又は償還を行う。
・上記を除く当該費用に関しては、管理本部長と協議のうえ、前払又は償還を行う。
・監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関しては、当社を健全に維持するための必要経費であり、当社が負担するものとする。

l．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
・監査役に対しては、必要に応じた書類の閲覧を提供する。
・監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
・監査役は、月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うと共に、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

m．財務報告の適正性を確保するための体制

・内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
・当社の各部門は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全16回出席しました。その他、監査役会も16回開催致しました。

各会議体において、業務執行、コンプライアンスの状況及び評価に関する意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役は、監査役会において定めた監査方針・計画に基づき監査を行うと共に、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携をはかっております。

③ 内部監査室は、内部監査室重点方針に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務監査、内部統制監査の実施、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況の監査を実施しております。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、定款に中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は当面「期末のみの年１回」を基本的な方針としており、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向を勘案しながら適切に実施して参ります。

(2) 当事業年度の配当

当事業年度の配当につきましては、当期純利益の増益は果たせなかったものの、利益配当に関する基本方針に従い、年間配当として１株当たり10円（中間配当は行っておりませんので、全額期末配当となります。）とさせていただきます。

なお、当事業年度における自己株式の取得はありません。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,273,365**	**流動負債**	**5,698,246**
現金及び預金	928,407	買掛金	1,056,296
売掛金	583,983	短期借入金	2,950,000
商品	5,237,612	1年内返済予定の長期借入金	504,996
貯蔵品	2,167	リース債務	15,069
前払費用	138,275	未払金	162,150
未収入金	361,632	未払費用	216,542
その他	21,387	未払法人税等	243,720
貸倒引当金	△100	未払消費税等	101,770
固定資産	**7,257,460**	前受金	47,719
有形固定資産	**4,620,561**	預り金	34,794
建物	2,296,341	賞与引当金	100,916
構築物	145,460	ポイント引当金	256,571
車両運搬具	32,478	その他	7,700
工具、器具及び備品	214,851	**固定負債**	**2,270,314**
土地	1,913,440	長期借入金	525,016
リース資産	17,988	リース債務	78,821
無形固定資産	**13,193**	退職給付引当金	1,283,087
投資その他の資産	**2,623,705**	役員退職慰労引当金	150,066
投資有価証券	146,411	資産除去債務	166,001
関係会社株式	298,058	長期預り敷金保証金	65,756
長期前払費用	63,709	その他	1,566
繰延税金資産	846,664	**負債合計**	**7,968,561**
長期預金	11,400	(純資産の部)	
敷金及び保証金	1,182,021	**株主資本**	**6,416,386**
リース投資資産	74,868	**資本金**	**1,910,645**
その他	570	**資本剰余金**	**500,645**
資産合計	**14,530,825**	資本準備金	500,645
		利益剰余金	**4,113,476**
		利益準備金	42,692
		その他利益剰余金	4,070,783
		圧縮記帳積立金	75,353
		別途積立金	1,230,000
		繰越利益剰余金	2,765,430
		自己株式	**△108,380**
		評価・換算差額等	**145,877**
		その他有価証券評価差額金	145,877
		純資産合計	**6,562,264**
		負債純資産合計	**14,530,825**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		21,216,917
売上原価		11,686,207
売上総利益		9,530,709
販売費及び一般管理費		8,954,642
営業利益		576,067
営業外収益		
受取利息	4,771	
受取配当金	11,331	
受取手数料	26,310	
受取報奨金	10,686	
産業廃棄物収入	21,630	
その他	16,047	90,778
営業外費用		
支払利息	26,124	
その他	2,997	29,122
経常利益		637,724
特別損失		
減損損失	129,189	
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	127	
投資有価証券評価損	26,045	
賃貸借契約解約損	12,369	167,732
税引前当期純利益		469,992
法人税、住民税及び事業税	220,443	
法人税等調整額	△26,277	194,165
当期純利益		275,826

株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から
2020年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					圧縮記帳積立金	別途積立金
当期首残高	1,910,645	500,645	500,645	42,692	78,624	1,230,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
圧縮記帳積立金の取崩					△3,271	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	－	－	△3,271	－
当期末残高	1,910,645	500,645	500,645	42,692	75,353	1,230,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	2,556,887	3,908,204	△108,380	6,211,114	131,969	131,969	6,343,084
当期変動額							
剰余金の配当	△70,555	△70,555		△70,555			△70,555
当期純利益	275,826	275,826		275,826			275,826
圧縮記帳積立金の取崩	3,271	－		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					13,908	13,908	13,908
当期変動額合計	208,542	205,271	－	205,271	13,908	13,908	219,180
当期末残高	2,765,430	4,113,476	△108,380	6,416,386	145,877	145,877	6,562,264

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として売価還元法による低価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	10～28年
構築物	10～20年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	４～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客のポイント使用による将来の負担に備えるため、当事業年度末の未使用残高に基づく負担見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法を採用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	20,000千円
建物	247,261
土地	527,689
リース投資資産	47,611
計	842,561

② 担保に係る債務

買掛金	142,845千円
長期借入金（１年内返済予定分を含む）	595,000
計	737,845

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,589,108千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権	428,084千円
② 長期金銭債権	243,041
③ 短期金銭債務	862,567

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	9,386,135千円
販売費及び一般管理費	1,378,693

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　7,275,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　220,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年５月23日取締役会	普通株式	70,555	10	2019年３月31日	2019年６月７日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年５月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	70,555	10	2020年３月31日	2020年６月９日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、設備投資計画に照らして必要な資金、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに、非上場株式については発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に営業用店舗を賃借するために支払われたものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

買掛金については、ほとんどが１ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金（主に短期借入金）及び設備投資資金（主に長期借入金）であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

投資有価証券の非上場株式については定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

敷金及び保証金については、その契約に当たって事前に信用調査を行い、リスクの軽減をはかっております。

ｂ．市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の上場株式については、定期的に時価の把握を行っております。

ｃ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理本部において、適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定については、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	928,407	928,407	－
(2) 投資有価証券及び関係会社株式			
その他有価証券	352,111	352,111	－
(3) 敷金及び保証金	1,182,021	1,186,409	4,388
資産計	2,462,540	2,466,928	4,388
(1) 買掛金	1,056,296	1,056,296	－
(2) 短期借入金	2,950,000	2,950,000	－
(3) 長期借入金	1,030,012	1,033,466	3,454
負債計	5,036,308	5,039,763	3,454

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券及び関係会社株式　その他有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標により割り引いて算定しております。

負　債

(1) 買掛金及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 （千円）
非上場株式	33,199
子会社株式	59,160

非上場株式及び子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（2）投資有価証券及び関係会社株式　その他有価証券」には含めておりません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品	236,911千円
退職給付引当金	390,900
ポイント引当金	78,459
有形固定資産	190,998
未払事業税	20,310
役員退職慰労引当金	45,710
資産除去債務	50,563
賞与引当金	30,860
その他	39,680
繰延税金資産小計	1,084,394
評価性引当額	△124,753
繰延税金資産合計	959,641
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△63,897
資産除去債務に対応する除去費用	△14,038
圧縮記帳積立金	△33,022
建設協力金	△2,017
繰延税金負債合計	△112,976
繰延税金資産の純額	846,664

（注）当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産―繰延税金資産	846,664千円

７．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	㈱イエローハット	（被所有）直接　15.6% （所有）直接　0.3%	フランチャイザー仕入先	商品の仕入	9,368,152	買掛金	791,736
						未収入金	125,063
			クレジット債権の回収等	債権回収高 カード取扱手数料	6,465,134 201,994	売掛金	303,020
			土地建物の賃借	賃借料の支払	456,927	前払費用	41,753
						長期前払費用	115
						敷金及び保証金	243,041

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格等を参考にして、価格交渉の上で決定しております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　930円09銭

(2) １株当たり当期純利益　39円09銭

９．その他の注記

記載金額の表示

記載金額のうち、千円単位のものは千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社ホットマン
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　今江光彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村大輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436 条第2 項第1 号の規定に基づき、株式会社ホットマンの2019 年4 月1日から2020 年3 月31 日までの第46 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討致しました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

株式会社ホットマン　監査役会

常勤監査役　野　村　守　正　㊞

社外監査役　鈴　木　秀　総　㊞

社外監査役　永　山　雅　敏　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役１名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	伊藤信幸 （1950年１月１日）	1975年１月　当社設立 代表取締役（現任） 2015年12月　株式会社多賀城蔦屋書店 代表取締役社長 2016年10月　株式会社多賀城蔦屋書店 代表取締役社長退任、現在に至る	1,128,030株
2	柳田聡 （1959年３月20日）	1996年９月　当社入社 2000年２月　営業本部営業部長 2005年４月　取締役営業本部営業部長 2006年４月　常務取締役営業本部長 2006年６月　常務取締役第１営業本部長 2007年10月　常務取締役管理本部長 2012年１月　専務取締役管理本部長 2015年６月　専務取締役営業本部長 2016年６月　専務取締役兼管理本部長 2017年１月　専務取締役 2018年１月　専務取締役兼営業本部長、現在に至る	17,731株
3	山崎克宏 （1962年１月19日）	1996年９月　当社入社 2007年４月　第１営業本部営業部長 2010年７月　営業本部営業部長 2016年６月　取締役営業本部長 2018年１月　取締役商品本部長、現在に至る	16,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	伊藤忠行 （1974年３月10日）	1998年10月　当社入社 2007年４月　管理本部課長 2009年12月　第２営業本部部長 2010年７月　営業本部営業部長 2013年２月　管理本部統括部長 2015年11月　営業本部営業部長 2017年１月　管理本部長 2018年６月　取締役管理本部長、現在に至る	12,260株
5	金濱明雄 （1964年１月28日）	1986年４月　仙台信用金庫（現、杜の都信用金庫）入庫 2000年９月　エフピーステージ株式会社入社 2002年８月　株式会社エフピーライン設立 代表取締役（現任） 2019年６月　当社取締役、現在に至る	100株

（注）１．各候補者並びに金濱明雄氏が所属する株式会社エフピーラインと当社との間には特別の利害関係はありません。

２．金濱明雄氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 同氏を、社外取締役候補者とした理由は、金融機関並びに経営コンサルティング業における長期の職務経験と、様々な役職を歴任し豊富な経験を有していることから、社外取締役として中立な立場から有益な監督を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

(2) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

(3) 当社は、同氏を、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(4) 同氏の、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鈴木秀総 （1980年10月11日）	2008年12月　監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）入所 2016年11月　おおさき総合法律会計事務所開設（現任） 2017年６月　当社監査役、現在に至る	－株
2	永山雅敏 （1951年３月15日）	1964年４月　山形ヨコハマタイヤ株式会社　入社 1999年４月　ヨコハマタイヤ東北販売株式会社（合併） 2009年７月　株式会社ヨコハマタイヤジャパン（合併） 2011年６月　同社　執行役員東北営業本部長兼宮城カンパニー社長 2013年３月　同社　常務執行役員東北営業本部長 2015年３月　同社　社長付特別顧問 2016年４月　同社　本部長付特別顧問 2017年３月　同社　退社 2017年６月　当社監査役、現在に至る	－株
3	※ 早坂英男 （1960年12月25日）	1984年８月　当社入社 2011年７月　内部監査室調査役 2012年７月　内部監査室長（現任） 2019年10月　株式会社北日本車検整備工場　監査役、現在に至る	－株

（注）１．※印は、新任候補者であります。

２．各候補者並びに鈴木秀総氏が所属するおおさき総合法律会計事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．鈴木秀総氏並びに永山雅敏氏は、社外監査役候補者であります。

４．(1) 鈴木秀総氏を、社外監査役候補者とした理由は、監査法人における長期の職務経験と、法律及び会計事務等の様々な知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適

切に遂行できるものと判断しております。

(2) 永山雅敏氏を、社外監査役候補者とした理由は、当社の主たる事業であるイエローハットが属するカー用品業界における長期の職務経験と様々な知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5．鈴木秀総氏並びに永山雅敏氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも３年となります。

6．当社は鈴木秀総氏並びに永山雅敏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

7．当社は鈴木秀総氏及び永山雅敏氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で、責任限定契約を継続する予定であります。また、早坂英男氏の選任が承認された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は次の通りであります。

・会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定するものとする。

第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役野村守正氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈致したく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、金額の算定に当たり、当社では「役員退職慰労金内規」を定めており、この内規につきましては、会社法施行規則第82条第２項に基づき、当社本店に備え置いて株主の皆様の閲覧に供しております。

退任監査役の略歴は、次の通りであります。

氏　　名	略　　歴
野　村　守　正	2011年６月　当社常勤監査役、現在に至る

以　上

会　場　ご　案　内　図

仙台ガーデンパレス　４階　羽衣

宮城県仙台市宮城野区榴岡４丁目１－５

交通　JR仙台駅東口より徒歩３分
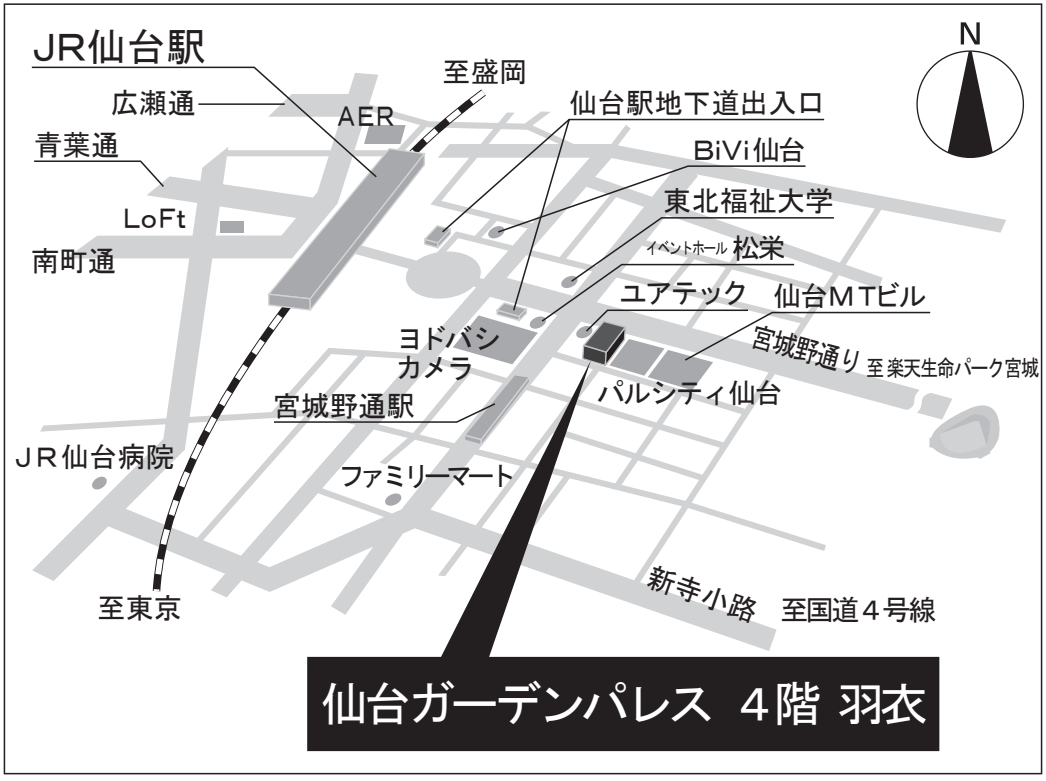
地下鉄東西線宮城野通駅北１出口より徒歩１分